

平成18年度上田市役所 ISO14001に基づくEMSに関わる第三者監査結果報告

1 目 的

平成13年度より実施しているISO14001に基づく環境マネジメントシステム（EMS）の維持状況を評価し、ISO14001の自己適合宣言に相応しいものかどうかを判定する。

2 実施日程

平成19年1月25日（木）～1月26日（金）

3 監査チーム

上田環境ISOネットワーク及び小諸市、東御市ISO担当者 合計9名

4 監査総合所見

(1) 監査の結論

上田市役所が導入しているISO14001に基づく環境マネジメントシステム（EMS）を監査し、上田市役所のEMSが確立され、実施・維持されていることを確認しました。

同時に監査チームは、本監査による改善提案事項、指摘事項等についても真摯な検討と適切な是正等によるEMSの継続的な改善を期待します。

(2) 監査総括所見

1 前年度の指摘事項等への対処について

平成17年度の第三者監査では、総括所見を除き17件の指摘事項と40件の改善事項がありましたが、これらに関しては、個別項目ごとに対処策を策定し、改善していることを確認しました。また、今年度の内部監査では、優良事項3件、指導事項24件、指摘事項3件が挙げられ、指摘事項は、全項目に関し是正処置を実施しており、次回監査で有効性を確認する予定であり、適切に監査を活かしていることを確認しました。

但し、総括所見に示された以下の点については、今後も継続的改善が必要と考えられますので、検討してください。

(1) 目標管理制度との連携強化について

「目標管理制度とISO14001との連携」について、今後、ご検討ください。

(2) 第三者監査報告書に関する情報公開について

前回監査の指摘に基づき、上田市ホームページ上に第三者監査に関する報告概要が掲載されていることを確認しましたが、その掲載場所が分かり難く、やや消極的な情報公開のように誤解されそうですので、ご検討ください。

(3) その他のEMSの改善に係わる点について

EMS文書の統合や内部管理の強化について、今後の調査研究課題として取り組んでいくことをご検討下さい。また、第三者監査に係わる管理策（監査手順書）を作成して頂いておりますが、この管理策をEMS文書等に位置付けることについてご検討ください。

2 本来業務に結び付けた環境目標の設定について

非常に積極的に本来業務に結び付けた環境目標の設定により水平展開している部局が増加していますが、依然として、エコオフィス項目のみの部局もあるというのが実情であります。いわゆる「紙、ごみ、電気」の活動から、本業に関わる分野において効果的な活動をするのが求められています。

各部局で如何に環境に有益な活動をしているか、全職員が意を用いて漏れなく環境側面を抽出し、環境目標に積極的に結び付け、実施計画に展開し、活動のパフォーマンスの向上を図っていただきたい。

3 EMSの継続的改善について

上田市では、上田地域自治センターでのISO14001の他に、丸子地域自治センターでもISO14001を取得し認証を維持しており、また、これまで認証取得経験のない地域自治センターもあります。このため、上田地域自治センターのEMSは、その仕組みの改善と共に、今後、EMSの対象領域を、上田市全域に拡充し、新上田市職員全てが環境配慮行動を率先できることが期待されます。

(1) EMS拡充について

各地域自治センターにISO14001での取組を拡張する場合は、各地域自治センターの独自裁量による自己管理と事務局による中央集権的な管理を適度にバランスさせた分散管理型のEMSに移行していくものと考えられます。分散管理型EMSでは、事務局には、①EMSの設計導入機能と、②各地域自治センターを統括管理する機能、③各地域自治センター内で取組を支援する機能の3つの機能の使い分けが重要となります。これらの点に考慮し、最適なEMSの設計と導入を検討してください。

(2) EMS拡充計画について

上田市の場合は、既往の上田地域自治センター区域内のEMSの改善改良と共に、新上田市全域を対象とした環境統制に係わる仕組みづくりが必要となります。その際には、①上田市全域を対象とする新EMSの目的（と期待効果）、②新システムの対象範囲とその仕組みの概要・特徴、③新システムの推進体制、④新システムへの移行スケジュールなど明確にしておく必要があります。

(3) 第三者評価制度について

上田地域自治センター内でも、保育園や小中学校などがISO14001ではない独自のEMSを構築しており、第三者監査の対象になっていませんが、ガイドラインが異なるとは言えEMSを構築していることから、第三者監査の対象とした方が良くように思いますので、ご検討ください。

また、今後、EMSの対象範囲を、他の地域にも拡張していくことと思いますが、完成されたEMSを客観的に評価するだけでなく、構築途上のEMSや環境配慮行動を監査することも意味があるのかも知れませんので、住民参加型の第三者監査を行うことのできるような制度設計もご検討ください。